

有機性廃棄物リサイクル推進施設

(し尿処理施設)

整備・運営事業

要求水準書 (案)

【運転管理業務編】

平成 29 年 7 月

会津若松地方広域市町村圏整備組合

# 目 次

	Page
第1章 総則 .....	1
第1節 本業務の概要 .....	1
第2節 業務の範囲 .....	2
第2章 本業務に関する基本事項.....	3
第1節 立地条件 .....	3
第2節 運転条件 .....	3
第3節 施設の性能 .....	5
第4節 汚泥等の処理及び資源化物の性状等.....	8
第5節 関係法令等の遵守 .....	9
第6節 関係官公庁等の指導 .....	10
第7節 生活環境影響調査報告書の遵守.....	10
第8節 監督員 .....	10
第9節 関係官公庁等申請への協力 .....	11
第10節 組合及び関係官公庁等への報告、資料提供等の協力.....	11
第11節 組合の検査 .....	11
第12節 別途工事への協力 .....	11
第13節 マニュアル、計画書等の作成.....	11
第3章 管理運営体制.....	15
第1節 業務実施体制 .....	15
第2節 有資格者の配置 .....	15
第3節 連絡体制 .....	15
第4節 勤務日及び時間 .....	15
第4章 運転管理業務.....	16
第1節 運転管理業務 .....	16
第2節 維持管理業務 .....	20
第3節 環境管理業務 .....	23
第4節 情報管理業務 .....	23

第5節 その他管理業務 .....	25
-------------------	----

**【添付資料】**

添付資料 1 業務及び経費分担表

添付資料 2 リスク分担表

# 第1章 総則

本要求水準書は、会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下「本組合」という。）が発注するDBO方式（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）（公共が資金調達を負擔し、設計・建設及び運転管理を一括して民間に委託する方式のこと。）による「有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業（以下「本事業」という。）」のうち、「運転管理業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

本要求水準書の内容は、本組合が入札参加者に対して要求する最低限の仕様及びサービスの水準を示したものであり、要求水準を満足することを前提として、創意工夫を發揮した自由な提案又はそれを上回る提案を妨げるものではない。

なお、本業務はDBO方式により発注されるものであるため、本要求水準書に明記されていない事項であっても、本業務の目的達成のために必要な業務等については、運営事業者（入札の結果、本業務を本組合より受託して本業務を実施する者をいう。以下同じ。）の責任においてすべて完備又は遂行するものとする。

## 第1節 本業務の概要

本組合では、廃棄物処理施設（中間処理施設：し尿処理施設、ごみ焼却処理施設及びごみ破碎処理施設・リサイクルセンター）の老朽化が進んでいることから、これら3施設の整備事業を進める計画をしており、今回、まず、有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）（以下、「本件施設」という。）の整備を進めていく。

整備については、現在の敷地に本件施設を新設し、竣工した後、現在のし尿処理施設（以下「現有施設」という。）を解体・撤去して、その跡地にごみ焼却処理施設を建替える「スクラップ&ビルド方式」により進める。

本件施設の設計・建設に当たっては、最新の技術を導入し衛生的な処理を行うとともに、廃棄物処理施設が迷惑施設というイメージを払拭し、人が集まりやすく、景観に配慮した環境にやさしい施設づくりを目指す。

本業務は、本件施設の運転管理を行うものである。運営事業者は、運転管理に関するノウハウを遺憾なく發揮し、安定性及び経済性に優れた運転管理を実施するものとする。

### 1. 適用範囲

本組合が発注する有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業のうち、「運転管理業務」に適用する。

### 2. 履行期間

平成33年4月（予定）から

平成48年3月31日（予定）まで

### 3. 履行場所

福島県会津若松市神指町大字南四合字オノ神地内  
(現有施設がある環境センターの敷地内)

### 4. 運転管理する施設

有機性廃棄物リサイクル推進施設 (し尿処理施設)

### 5. 処理能力

し尿	80kL/日
浄化槽汚泥	131kL/日 (農業集落排水処理汚泥を含む。)
計	211kL/日

### 6. 処理方式

水処理：膜分離高負荷脱窒素処理方式又は浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式

資源化：助燃剤化方式

## 第2節 業務の範囲

### 1. 運転管理

本組合に搬入されるし尿、浄化槽汚泥その他有機性廃棄物(農業集落排水処理汚泥)(以下「処理対象物」という。)を処理し、処理工程で発生する汚泥等を再資源化(助燃剤化)するものである。

運転管理に当たっては、「有機性廃棄物リサイクル推進施設(し尿処理施設)整備・運営事業 要求水準書(以下「要求水準書」という。)**【設計・建設業務編】**」に示される性能(提案内容を含む。)に適合するものとする。

なお、運転管理の範囲は次のとおりとするが、本要求水準書に明記されていない事項であっても、本業務の目的達成上、当然必要と思われる事項については、運営事業者の責任において実施するものとする。

#### 【業務範囲】

- ・ 運転管理業務
- ・ 維持管理業務
- ・ 環境管理業務
- ・ 情報管理業務
- ・ 防災管理業務
- ・ その他管理業務

## 第2章 本業務に関する基本事項

### 第1節 立地条件

#### 1. 地形・土質等

- (1) 面積：約 3,000 m<sup>2</sup>（工事範囲として）
- (2) 形状：要求水準書【設計・建設業務編】による。
- (3) 地質：要求水準書【設計・建設業務編】による。

#### 2. 都市計画事項

計画地は都市計画区域内（用途地域内、工業地域）で、汚物処理場として都市計画決定済みである。建ぺい率 60 以内、容積率 200%以内。

#### 3. 搬入道路

要求水準書【設計・建設業務編】による。

#### 4. 敷地周辺設備

要求水準書【設計・建設業務編】による。

### 第2節 運転条件

#### 1. 計画処理量

本件施設稼働開始以降の各年度の計画処理量は次のとおり予測されており、稼働開始年度を含め将来にわたって適切に処理すること。

施設稼働開始以降の計画処理量の推移（kL/日）

年 度	し尿	浄化槽汚泥	計	備考
平成 33 年度	80	131	211	稼働初年度
平成 34 年度	75	131	206	
平成 35 年度	70	131	201	
平成 36 年度	65	131	196	
平成 37 年度	60	130	191	
平成 38 年度	56	130	186	
平成 39 年度	51	130	181	
平成 40 年度	46	130	176	
平成 41 年度	42	130	172	
平成 42 年度	37	130	167	
平成 43 年度	33	129	162	
平成 44 年度	29	129	158	
平成 45 年度	25	129	154	

平成 46 年度	20	129	149	
平成 47 年度	16	129	145	

## 2. 処理対象物の搬入時間

月曜日～金曜日 : 8 時 30 分～12 時、13 時～16 時 30 分

土曜日、日曜日、祝祭日、12/29-1/3 : 搬入しない。

搬入車両 : 搬入車両の積載容量及び搬入実績は次のとおりである。

積載容量	1.8kL	2.7kL	3.6kL	6.9kL	7.2kL
搬入実績 (台/搬入日) (平成 28 年度)	19	24	55	2	3

## 3. 各設備の運転時間

設備名	曜日	時間帯
受入・貯留設備	月曜日～金曜日	5 時間/日 (8 時 30 分～17 時 15 分の 時間内)
主処理設備	毎日	24 時間
高度処理設備	毎日	24 時間
消毒設備	毎日	24 時間
資源化設備	月曜日～金曜日	5 時間/日 (8 時 30 分～17 時 15 分の 時間内)
脱臭設備	毎日	24 時間
取排水設備	毎日	24 時間

なお、受入・貯留設備及び資源化設備の運転時間は、薬品の溶解等の準備時間と洗浄操作等の処理終了から機器を停止するまでの作業時間は含まれない。

また、上記運転時間の変更は不可とする。

## 4. プロセス用水

プロセス用水は上水又は井水を使用する。

## 5. 処理対象物の性状

搬入し尿、浄化槽汚泥等の計画性状は次のとおりである。

なお、直近 3 年間の性状分析結果を添付するので併せて考慮すること。

項目	単位	し尿	浄化槽汚泥
水素イオン濃度指数 (pH)	—	7.6	7.2
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	7,300	5,400
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	4,500	5,000
浮遊物質 (SS)	mg/L	8,300	12,000
窒素含有量 (T-N)	mg/L	2,600	1,200
リン含有量 (T-P)	mg/L	310	190
塩化物イオン濃度 (Cl <sup>-</sup> )	mg/L	2,100	640

### 過去3年間の性状分析結果

分析項目	採取場所	平成26年度			平成27年度			平成28年度		
		平均	50%値	75%値	平均	50%値	75%値	平均	50%値	75%値
生物化学的酸素要求量 (BOD)	第1施設し尿計量槽	5,700	5,700	6,300	6,100	6,200	6,500	6,600	5,500	7,100
	第2施設し尿計量槽	5,200	5,000	5,700	5,300	5,200	6,100	5,900	5,800	6,800
浮遊物質 (SS)	第1施設し尿計量槽	4,800	5,000	5,700	6,300	6,000	7,700	8,400	6,000	9,000
	第2施設し尿計量槽	4,800	4,800	5,100	5,600	5,300	7,000	6,600	5,600	6,900
塩化物イオン濃度 (Cl <sup>-</sup> )	第1施設し尿計量槽	590	590	620	600	580	630	550	560	570
	第2施設し尿計量槽	580	610	630	550	570	610	530	530	570

## 第3節 施設の性能

### 1. 放流水水質等

#### 1) 放流量

計画処理量の〔1.5〕倍以下とする。

#### 2) 放流水水質

放流水水質に係る性能保証値は次のとおりとする。

(日間平均値；pH除く)

項目	単位	性能保証値	分析規格
水素イオン濃度 (pH)	—	5.8～8.6	JIS K 0102 12
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	10 以下	JIS K 0102 21
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	20 以下	JIS K 0102 17
浮遊物質 (SS)	mg/L	10 以下	S. 46環告第59号 付表9
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	100 以下	s. 37 厚生省・建設省令 第1号
窒素含有量 (T-N)	mg/L	10 以下	JIS K 0102 45
リン含有量 (T-P)	mg/L	1 以下	JIS K 0102 46
色度	度	30 以下	上水試験法

## 2. 悪臭

悪臭防止法では、悪臭の規制方法として、以下の2つのどちらかが適用されることとなっている。

物質濃度規制：生活環境を損なうおそれのある物質で政令で定める「特定悪臭物質」による規制。

臭気指数規制：人間の嗅覚でその臭気を感じることができなくなるまで気体又は水を希釈した場合における、その希釈倍数を基礎として算定される「臭気指数」による規制。

本件施設建設用地は物質濃度規制が適用されるが、臭気指数規制は複合臭等の問題に対して住民の悪臭の被害感とより合致する特徴があるため、両法の規制を自主的に設定することとした。

### (1) 敷地境界線の地表における規制基準（1号規制）

項目	性能保証値
アンモニア	1 ppm 以下
メチルメルカプタン	0.002 ppm 以下
硫化水素	0.02 ppm 以下
硫化メチル	0.01 ppm 以下
二硫化メチル	0.009 ppm 以下
トリメチルアミン	0.005 ppm 以下
アセトアルデヒド	0.05 ppm 以下
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm 以下
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm 以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm 以下
イソバレルアルデヒド	0.003 ppm 以下
イソブタノール	0.9 ppm 以下
酢酸エチル	3 ppm 以下
メチルイソブチルケトン	1 ppm 以下
トルエン	10 ppm 以下

スチレン	0.4 ppm 以下
キシレン	1 ppm 以下
プロピオン酸	0.03 ppm 以下
ノルマル酪酸	0.001 ppm 以下
ノルマル吉草酸	0.0009 ppm 以下
イソ吉草酸	0.001 ppm 以下

項 目	性能保証値
臭気指数	10 以下

(2) 排出口における規制基準 (2号規制)

項 目	性能保証値
アンモニア	1)の規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第3条に定める方法により、排出口の高さに応じて、特定悪臭物質の流量又は排出気体中の特定悪臭物質の濃度として定められた許容限度以下とする。
硫化水素	
トリメチルアミン	
アセトアルデヒド	
プロピオンアルデヒド	
ノルマルブチルアルデヒド	
イソブチルアルデヒド	
ノルマルバレルアルデヒド	
イソバレルアルデヒド	
イソブタノール	
酢酸エチル	
メチルイソブチルケトン	
トルエン	
キシレン	

項 目	工場等の煙突その他の気体排出口における基準		
	5m～30m	30m～50m	50m～
臭気指数	28 以下	30 以下	33 以下

(3) 放流水の排出口における規制基準（3号規制）

項目	性能保証値
メチルメルカプタン	1)の規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第4条に定める方法により算出して得た濃度以下とする。 ただし、メチルメルカプタンについては、この方法により算出した排出水中の濃度の値が0.002mg/L未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は0.002mg/Lとする。
硫化水素	
硫化メチル	
二硫化メチル	

**3. 騒音**

敷地境界線における性能保証値は次のとおりとする。

項目	性能保証値
昼間	65 デシベル以下
朝・夕	60 デシベル以下
夜間	55 デシベル以下

**4. 振動**

敷地境界線における性能保証値は次のとおりとする。

項目	性能保証値
昼間	65 デシベル以下
夜間	60 デシベル以下

**第4節 汚泥等の処理及び資源化物の性状等**

**1. 沈砂**

洗浄後、場外搬出する。

**2. し渣**

含水率60%以下に脱水し、場外搬出する。

**3. 汚泥（助燃剤）**

含水率70%以下に脱水し、場外搬出する。

## 第5節 関係法令等の遵守

本業務に当たっては、以下の法令、基準、規格等（いずれも最新版）を遵守すること。

- 1) 汚泥再生処理センター性能指針
- 2) 汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領
- 3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 4) 循環型社会形成推進基本法
- 5) 公共工事の品質確保の保証に関する法律
- 6) 建設業法
- 7) 水質汚濁防止法
- 8) 騒音規制法
- 9) 振動規制法
- 10) 悪臭防止法
- 11) 大気汚染防止法
- 12) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 13) 労働基準法
- 14) 労働安全衛生法
- 15) 消防法
- 16) 河川法
- 17) 計量法
- 18) 県公害防止条例・同施行規則
- 19) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- 20) クレーン等安全規則及びクレーン構造規格
- 21) 建築基準法、同施行令及び福島県建築基準法施行条例等
- 22) 建築設備耐震設計・施工指針
- 23) 官庁施設の総合耐震計画基準
- 24) 日本建築学会建築工事標準仕様書
- 25) 土木学会コンクリート標準仕方書
- 26) アスファルト舗装要綱（日本道路協会）
- 27) 建設工事公衆災害防止対策要綱
- 28) 建設副産物適正処理推進要綱
- 29) 建設工事資材再資源化法
- 30) 国土交通省大臣官房官庁営繕部公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- 31) 国土交通省大臣官房官庁営繕部公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 32) 国土交通省大臣官房官庁営繕部公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 33) 国土交通省大臣官房官庁営繕部公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）

- 34) 国土交通省大臣官房官庁営繕部公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- 35) 福島県土木工事設計要領
- 36) 福島県土木工事共通仕様書
- 37) 福島県建築・設備工事共通仕様書
- 38) 日本工業規格（JIS）
- 39) 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- 40) 日本電機工業会標準規格（JEM）
- 41) 日本電線工業会規格（JCS）
- 42) 日本照明器具工業会規格（JIL）
- 43) 電気事業法
- 44) 電気用品安全法
- 45) 内線規程
- 46) 電気設備技術基準
- 47) 高圧受電設備規程
- 48) 工場電気設備防爆指針
- 49) 高調波抑制対策技術指針
- 50) 電力会社供給規程
- 51) 下水道施設耐震計算例
- 52) 廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（し尿処理施設・汚泥再生処理センター編）
- 53) その他、汚泥再生処理センターに係る諸法令・通知等
- 54) 本組合の条例・規則
- 55) 会津若松市の条例・規則
- 56) 福島県の条例・規則
- 57) その他本工事に係る諸法令・基準、規格等

## 第6節 関係官公庁等の指導

運転管理に当たっては、関係官公庁等の指導に従う。

## 第7節 生活環境影響調査報告書の遵守

本組合が作成中の「有機性廃棄物リサイクル推進施設整備に係る生活環境影響調査報告書」（平成29年9月頃完了予定）を遵守する。

## 第8節 監督員

監督員とは、本組合から監督員として指名された本組合職員をいう。

## 第9節 関係官公庁等申請への協力

運営事業者は、運転管理に伴い本組合が行う関係官公庁等への申請等に全面的に協力し、監督員の指示により必要な書類、資料等を提出しなければならない。

また、申請等の際に発生する費用は必要となる申請手数料を除いて運営事業者の負担とする。

## 第10節 組合及び関係官公庁等への報告、資料提供等の協力

施設の運転管理に関して、本組合、関係官公庁等が報告、資料提供等を要求する場合には、速やかに対応する。なお、関係官公庁等からの報告、資料提供等の要求については本組合の指示に基づき対応する。

## 第11節 組合の検査

本組合が運営事業者の運転や設備の点検等を含む運転管理全般に対する立ち入り検査等を行うときは、運営事業者は、その検査等に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出する。

## 第12節 別途工事への協力

敷地内外において本組合が発注した別途工事がある場合は、その工事の請負事業者との調整を率先して行い、その工事が円滑に施工できるよう協力する。なお、現時点では現有施設等の解体撤去工事、エネルギー回収推進施設（ごみ焼却処理施設）建設工事、既設ごみ焼却施設解体工事、マテリアルリサイクル推進施設（ごみ破碎処理施設・リサイクルセンター）建設工事及び既設ごみ破碎処理施設・リサイクルセンター解体工事を想定している。

## 第13節 マニュアル、計画書等の作成

本業務遂行において運営事業者が作成するよう定められている各業務のマニュアル又は計画書については、本組合との協議により作成するものとする。なお、本組合との協議を要しない軽微なものの場合には、作成後速やかに本組合の承諾を得るものとする。

### 1. 業務マニュアル

運営事業者は、本業務の実施に先立ち、運転管理期間を通じた業務遂行に関し、性能保証値等を遵守する等、要求水準書等に示された要求水準に対して事業者提案において提案された事項（水準）を反映したマニュアル（以下「業務マニュアル」という。）を、本業務の各業務に関して作成したうえ、本組合に対して提出し、本組合の承諾を得るものとする。

なお、事業者は、業務マニュアルの内容を変更する場合には、事前に本組合の承諾を得るものとする。

## 2. 運転計画及び運転管理マニュアル

### 1) 運転計画

- (1) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、本組合の承認を得なければならない(対象年度の前年の9月末日まで。)
- (2) 運営事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、本組合の承認を得なければならない(対象月の前月の20日まで。)
- (3) 運営事業者は、運営対象施設の年間運転計画及び月間運転計画に従って運転管理業務を実施するものとする。
- (4) 運営事業者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画に変更が生じる場合、本組合と協議のうえ、計画の変更をしなければならない。

### 2) 運転管理マニュアル

- (1) 運営事業者は、施設の運転操作に関して、運転管理上の目安としての管理値を設定するとともに、操作手順及び方法について取扱説明書に基づいて基準化した運転管理マニュアルを作成(運営業務開始日の30日前まで。)し、マニュアルに基づいた運転を実施しなければならない。
- (2) 運営事業者は、策定した運転管理マニュアルについて、施設の運転にあわせて随時改善していかなければならない。

## 3. 業務計画書(業務実施計画書)

運営事業者は、各事業年度が開始する30日前までに、各業務に係る業務計画書(最初の事業年度に関して、業務実施計画書という。)を作成して、本組合に提出し、各事業年度が開始する前に本組合の確認を受けなければならない。運営事業者は、本組合の確認を受けた業務計画書を変更しようとする場合には、本組合の承諾を受けなければならない。なお、業務計画書の様式、記載方法等については、本組合と運営事業者の協議により定めるものとする。

ここで、次に業務計画書に含むべき内容を示す。業務実施計画書については、業務計画書に含むべき内容を参考に、本組合と運営事業者の協議により定めるものとする。

業務計画書に含むべき内容

業 務	業務計画書
1) 運転管理業務	業務実施体制表 日報、月報、年報様式
2) 維持管理業務	業務実施体制表 調達・管理計画 点検・整備計画 補修・更新計画 } 維持管理計画
3) 環境管理業務	環境保全基準 環境保全計画 作業環境保全基準 作業環境保全計画
4) 情報管理業務	各種報告書様式 各種報告書提出要領
5) その他関連業務	清掃要領・体制 防火管理要領・体制 施設警備・防犯要領・体制 見学者対応要領・体制 議会・住民対応要領・体制 ホームページの開設・管理要領・体制 災害時対応要領・体制 設置・運営に関する許認可の申請支援要領・体制 循環型社会形成推進交付金申請・実績報告等支援要領・体制 その他施設管理要領・体制

#### 4. 業務報告書

運営事業者は、本事業における各業務の遂行状況に関し、日報、月報、年俸その他の報告書（以下「業務報告書」という。）を作成し、それぞれ所定の提出期限までに、本組合に提出するものとする。なお、業務報告書の様式、記載方法等については、本組合と運営事業者の協議により定めるものとする。

運営事業者は、上述の業務報告書のほか、各種の日誌、点検記録、報告書等を作成し、運営事業者の事業所内に作成後契約期間にわたって保管しなければならない。運営事業者は、本組合の要請があるときは、それらの日誌、点検記録、報告書等を本組合の閲覧又は謄写に供しなければならない。

## 第3章 管理運営体制

### 第1節 業務実施体制

運営事業者は、業務の実施に当たり、適切な業務実施体制を整備する。

運営事業者は、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、情報管理業務関連業務の各業務において適切な業務実施体制を整備する。

運営事業者は、整備した業務実施体制について本組合に報告する。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告する。

### 第2節 有資格者の配置

- 1) 運営事業者は、本事業の現場総括責任者として、廃棄物処理施設技術管理者（し尿処理施設）の資格を有する者を配置する。
- 2) 運営事業者は、廃棄物処理施設技術管理者（し尿処理施設）の資格を有し、し尿処理施設又は汚泥再生処理センターの運転管理の経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運転管理開始後3年間以上配置すること。
- 3) 運営事業者は、本件施設の運転管理にあたり、運営事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任は可能とする。
- 4) 運営事業者は、1)～3)に掲げる要件を満たす者を専任で配置し、かつ本件施設の運転管理開始前の準備期間（平成32年12月以降を予定）から運転習熟訓練に参加させ、平成33年4月から専任配置すること。
- 5) 本事業では、みなし設置者による別受電とするため、運営事業者は、第3種電気主任技術者を施設建設時から配置すること。
- 6) 運営事業者は、本件施設の運転管理に必要な有資格者を配置すること。

### 第3節 連絡体制

運営事業者は、平常時及び緊急時の本組合等への連絡体制を整備する。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告する。

### 第4節 勤務日及び時間

本件施設に勤務する運営事業者職員の勤務時間は、作業が勤務時間内に終了するように計画すること。ただし、本件施設からの警報発令時、事故・災害発生の非常時等には、必要に応じて対応を行うものとする。（参考：現有施設に勤務する本組合職員の勤務時間：月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までの週5日）

## 第4章 運転管理業務

### 第1節 運転管理業務

#### 1. 受付・計量

運営事業者は、搬入された処理対象物の受付、計量、車両誘導、受入室監視等を行う

#### 2. 計画処理量

運営事業者は、搬入された処理対象物を適正に処理する。

また、本件施設供用当初数年間は、時期的に処理能力を上回る処理対象物が搬入されること、経年的には処理対象物搬入量が減少すること等が予想されるため、本要求水準を基本として適正かつ効率的に処理が可能なように運転管理の対応を考慮すること。

#### 3. 年間運転日数

搬入される処理対象物を滞りなく処理するために必要な日数とする。

#### 4. 運転時間

各設備の運転時間は、「第2章 第2節 3. 各設備の運転時間」に示すとおりとする。

#### 5. 適正処理

運営事業者は、本件施設の全体構成、フローシート、設計計算書、機器の種類、能力等及び求められる性能事項等を十分に踏まえ、搬入された処理対象物を、関係法令、基準、規格等を遵守し、適切に処理を行う。

#### 6. 性状分析等

運営事業者は、本件施設の運転が、関係法令、公害防止基準等を満たしていることを自らが行う検査によって確認する。特に、水質、性状等については必要な日常管理項目を設定し、異常時に速やかに対応できるよう管理する。

本件施設の運転管理に当たり、表-1 に示す項目及び頻度以上の計測管理を実施し、記録、データ等を保存した上で組合に報告を行う。なお、処理工程別水質を除き、第3者機関による計量証明を要す。

また、運転管理上必要な測定は、対象、項目、頻度等を運転管理業務実施計画書に示した上で、自主測定等により別途実施すること。

表-1 計測項目及び頻度

対 象	項 目	計量証明を要さない計測	計量証明を要する計測
処理対象物	pH、BOD、COD、SS、T-N、T-P、Cl <sup>-</sup>	1回/月	—
処理工程別水質	提案によるが、各工程の処理機能が確認できる項目とする。	1回/月	—
放流水	pH、水温、COD、NH <sub>3</sub> -N、NO <sub>2</sub> -N、NO <sub>3</sub> -N	1回/日	1回/月
	SS、T-N、T-P	1回/週	1回/月
	BOD、塩化物イオン、大腸菌群数、PO <sub>4</sub> -P、K-N	1回/月	1回/月
	ノルマルヘキサン抽出物質（鉱油類）、ノルマルヘキサン抽出物質（動植物油脂類）、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム、カドミウム及びその化合物、有機リン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム及びその化合物、ヒ素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素	—	1回/年
し渣	含水率	1回/月	1回/月
助燃剤	含水率	1回/月	1回/月
悪臭	敷地境界線上の地表における規制基準（測定箇所：2地点）	4回/年（四季）	4回/年（四季）
	排出口における規制基準（測定箇所：排出口）	4回/年（四季）	4回/年（四季）
	放流水の排出口における規制基準	4回/年（四季）	4回/年（四季）
騒音	騒音に係る性能保証値に準ずる。（測定箇所：2地点）	4回/年（四季）	4回/年（四季）
振動	振動に係る性能保証値に準ずる。（測定箇所：2地点）	4回/年（四季）	4回/年（四季）

項目	分析規格	
	計量証明を要さない計測	計量証明を要する計測
水素イオン濃度（pH）	提案による	JIS K 0102 12
生物化学的酸素要求量（BOD）	同上	JIS K 0102 21
化学的酸素要求量（COD）	同上	JIS K 0102 17
浮遊物質（SS）	同上	S. 46 環告第 59 号 付表 9
大腸菌群数	同上	S. 37 厚生省・建設省令第 1 号
窒素含有量（T-N）	同上	JIS K 0102 45
リン含有量（T-P）	同上	JIS K 0102 46
色度	同上	上水試験法
し渣	同上	下水道試験法

助燃剤	同上	下水道試験法
悪臭	同上	(試料採取方法) S37 環境庁告示第9号 (分析方法) 悪臭防止法施行規則第5条
騒音	同上	JIS Z 8731
振動	同上	JIS Z 8735

## 7. 沈砂の取り扱い

沈砂は1回/週以上の頻度で引き抜き及び洗浄を行い、洗浄後、貯留する。

洗砂の搬出先は「市道 幹 I-10 号線」を経て本組合のごみ焼却処理施設とし、運営事業者の負担により運搬及び処分（処分費不要）を行う。

## 8. し渣(きょう雑物)の取り扱い

運営事業者は、本件施設から排出されるし渣(きょう雑物)を含水率 60%以下に脱水後、脱水し渣ホoppaへ移送する。

脱水し渣の搬出先は「市道 幹 I-10 号線」を経て本組合のごみ焼却処理施設とし、運営事業者の負担により運搬及び処分（処分費不要）を行う。

## 9. 助燃剤の取り扱い

運営事業者は、本件施設から排出される余剰汚泥を含水率 70%以下に脱水後、助燃剤貯留装置へ移送する。

助燃剤の搬出先は「市道 幹 I-10 号線」を経て本組合のごみ焼却処理施設とし、運営事業者の負担により運搬及び処分（処分費不要）を行う。

## 10. 運転管理記録

運営事業者は、各設備機器の運転データ、電気・上水等の用役データを記録するとともに、分析値、補修等の内容を含んだ運転日誌、日報、月報、年報等を作成しなければならない。

## 11. 教育訓練

### 1) 運転教育計画書の作成

運営事業者は、本件施設に関して、施設の安定稼働及び適正な維持管理を行うに当たり必要な人材確保の維持及び能力向上（講習会の受講等）を図るため、運転管理期間を通じた運転教育計画書を策定し、本組合の確認を受ける。

## 12. 運転教育の実施

1) 運営事業者は、策定した運転教育計画書に基づき、運営事業者が自ら確保した従事者などに対し、適切な教育訓練を行う。

2) 運転管理業務の開始に際しては、本件施設の試運転期間中に建設工事請負事業者から本件施設の運転に必要な教育訓練を受ける。

### 13. 災害発生時等の協力

震災その他の不測の事態により、本要求水準書に示す災害廃棄物を含む計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して、その処理を本組合が実施しようとする場合、運営事業者はその処理に協力しなければならない。また、雷接近時、暴風時など電気事故のおそれがある際には、自立運転に切り替える等、事故の防止に努めなければならない。

### 14. 水槽清掃

定期的に水槽清掃を行うこと。水槽清掃は、清掃汚泥の積込・運搬・処分を含むものとする。

実施に当たっては、水槽清掃計画書を作成し、対象水槽、清掃頻度、清掃方法等を提案すること。

なお、清掃汚泥の減容化のために本件施設の設備を利用することも可とするが、減容化方法・本件施設の運転方法を水槽清掃計画書に記載し、本組合の承諾を得ること。

### 15. 本組合の業務

#### 1) 本事業において本組合の実施する業務範囲

##### (1) 運転管理モニタリング業務

本組合は、本事業の実施状況の監視を行う。本組合が行う運転管理モニタリングに要する費用は、本組合負担とする。

##### (2) 処理対象物の搬入計画管理

本組合は、対象廃棄物の搬入計画を作成し、当該計画に基づき構成市町村の許可・委託した収集業者が処理対象物の搬入を行う。

##### (3) 住民への対応

本組合は、周囲編住民からの意見及び苦情に対する対応を運営事業者と連携して行う。

##### (4) 施設見学者への対応

本組合は、本件施設の見学を希望する者への対応を運営事業者と連携して行う。なお、行政視察等の対応は本組合にて行う。

##### (5) 運転管理業務委託料の支払い

本組合は、有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業運転管理業務委託契約（以下「運転管理業務委託契約」という。）に基づき、運転管理業務委託料を運転管理期間にわたって運営事業者を支払う。

#### 2) モニタリングの実施

##### (1) 運転管理期間

本組合は、運営事業者による運転管理業務の状況が、運転管理業務委託契約書及び本要求水準書などに定める要件を満たしていることを確認するために運転管理業務の監視を行う。運営事業者は、本組合が行うモニタリングに対して、必要な協力を行う。モニタリング内容については次のとおりである。

- ①処理対象物処理状況の確認
- ②各種用役の確認
- ③保守・点検状況等の確認
- ④安全体制、緊急連絡等の体制の確認
- ⑤安全教育、避難訓練等の実施状況の確認
- ⑥事故記録及び予防保全の周知状況の確認
- ⑦緊急対応マニュアルの評価及び実施状況の確認
- ⑧初期故障、各設備不具合事項等への対応状況の確認
- ⑨性能保証値等の各基準値への適合性の確認
- ⑩環境モニタリング
- ⑪運転状況、薬品等使用状況の確認
- ⑫事業運営の確認及び評価（決算報告書及び環境報告書）
- ⑬提案した地域貢献の内容が実施されていることの確認
- ⑭その他必要なモニタリング

(2) 事業終了時

運転管理期間終了時には「第4章 第2節 8. 明渡し基準」に定める機能検査を実施し、適切な状況にあることの確認を行う。

## 第2節 維持管理業務

### 1. 調達・管理

運営事業者は、本件施設の電力(※)、水道、燃料、薬品、活性炭等の調達・管理に関わるもの、油脂類、予備品、消耗品等の点検・整備に関わるもの及び備品、什器、事務用品、日用品等の運営事業者が行う管理事務に関わるもので業務の遂行に必要な全てのものを調達する。なお、調達に際しては、毎年度当初に調達計画を作成し、本組合に提出する。

運営事業者は調達計画に基づき調達した物品等を常に安全に保管し、処理、運転、事務等に支障を来さないよう適切に補充・交換を行う。

なお、必要の際には支障なく使用できるように管理台帳を作成し、適切に管理すること。

※本件施設の電力料金のみ計上すること。

## 2. 点検・整備

運営事業者は、本件施設の点検・検査及び整備を、本件施設の運転に極力影響を与えず効率的に実施できるように点検・整備計画を策定する。

点検・整備計画については、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査、予備品・消耗品交換等の内容(機器の項目、頻度等)を記載した点検・整備計画書(毎年度のもの、事業期間を通じたもの)を作成し本組合に提出する。

なお、ここで「整備」とは、主に定期的な予備品・消耗品の交換を指す。

また、日常点検で異常が発生した場合、事故が発生した場合等は、運営事業者は臨時点検を実施し、本組合に報告する。

点検・検査に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本組合との協議による年数保管する。

点検・整備結果報告書を作成し本組合に提出する。

## 3. 補修・更新

本組合は、本件施設を竣工後 30 年以上使用することを想定している。運営事業者は後述の長寿命化総合計画(施設保全計画)に基づき各機器の毎年度の補修・更新計画を前年度に作成し、本組合に提出する。

なお、長寿命化総合計画(施設保全計画)は、3年に1度見直しを行う。見直しにより各年度の支払金額が変動することは認めるが、15年間の補修費用の総額は変更できない。また、支払金額の平準化について配慮すること。

## 4. 建屋の保全

運営事業者は、機械設備と同様に建屋の外壁、内装、照明・採光設備、給配水衛生設備、空調設備等の点検を定期的かつ入念に行い、常に美観を損ねることなく、また、所定の機能が保たれるよう適切に修理、交換等を行う。特に、見学者等第三者が立ち入る箇所、悪臭対策及び騒音・振動対策に関連する設備、壁等については、適切に保守・点検、修理等を行う。

## 5. 改良保全

運営事業者は、改良保全(故障・不良の発生抑制、保全の軽減や用役費の低減を目的として設備を改良すること)を行おうとする場合は、改良保全に関する計画を提案し本組合と協議する。

## 6. 機能検査、精密機能検査の実施

- 1) 運営事業者は、自らの費用負担により、運営対象施設の機能検査を毎年1回、第三者機関による精密機能検査を3年に1回以上実施する。
- 2) 運営事業者は、機能検査又は精密機能検査の終了後、遅滞なく、報告書を作成し、本組合に提出する。
- 3) 運営事業者は、機能検査及び精密機能検査の履歴を運営期間中にわたり電子デー

タとして保存するとともに、本事業終了後、本組合に無償で譲渡する。

- 4) 機能検査及び精密機能検査の結果を踏まえ、運営対象施設の基本性能を確保・維持するために必要となる点検・検査計画及び補修計画の見直しを行う。

## 7. 長寿命化総合計画の作成

- 1) 運営事業者は、ストックマネジメントの観点から、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（汚泥再生処理センター編）」（平成 27 年 3 月改訂 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課）に基づき、本施設の長寿命化総合計画（検討対象期間：竣工後 30 年以上）を自らの負担により作成し、本組合に提出する。作成した長寿命化総合計画について、本組合の承諾を得るものとする。
- 2) 運営事業者は、3 年に 1 度、長寿命化計画を自らの負担により更新し、本組合に提出する。更新した長寿命化総合計画について、本組合の承諾を得るものとする。
- 3) 長寿命化計画の作成期限、記載事項等の詳細は、本組合及び運営事業者の協議により決定する。
- 4) 運営事業者は、作成した長寿命化総合計画に基づき本施設の性能を維持するために必要な点検・検査、補修・更新を実施する。

## 8. 明渡し基準

運営事業者は、運転管理期間終了後も継続して使用することに支障がない状態であることを確認するため、自らの費用と責任において第三者機関による機能検査を、本組合の立会のもとに実施する。

当該検査の結果、本件施設が運転管理期間終了後も継続して使用することに支障がなく、次に示す状態であることを確認したことをもって、本組合は運転管理終了の確認とする。

- ・本件施設が、「第 2 章 第 3 節 施設の性能」及び「第 2 章 第 4 節 汚泥等の処理及び資源化物の性状等」を満たしている。
- ・建物の主要構造部等に、大きな破損や汚損などがなく良好な状態である。
- ・外観や設備機器等に、大きな破損や汚損などがなく良好な状態である。

また、当該検査の結果、本件施設が運転管理期間終了後も継続して使用することに支障がある場合は、運営事業者は、自らの費用負担において、必要な補修などを実施する。

なお、ここで「継続して使用する」とあるのは、運転管理期間終了後の運転を担当する事業者（又は本組合）が、適切な点検、補修などを行いながら使用することをいい、適切な点検、補修で使用できる状態とは、15 年目までの補修費の年平均額程度の水準の補修で、16 年目以降においても安定的な稼働が継続できることをいう。

また、明渡し前に適当な引継ぎ期間を設けて、次期運転管理業務運営事業者に対す

る運転教育を行うこと。

### **第3節 環境管理業務**

#### **1. 環境保全基準**

運営事業者は、関係法令、公害防止基準等を遵守した環境保全基準を定めるとともに、運転管理に当たり、環境保全基準を遵守する。

なお、環境保全基準を設定・変更する場合は、本組合と協議すること。

#### **2. 環境保全計画**

運営事業者は、運転管理期間中、環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目、方法、頻度、時期等を定めた環境保全計画を作成し、本組合の承諾を得る。

また、運営事業者は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認するとともに、環境保全基準の遵守状況について本組合に報告する。

#### **3. 作業環境保全基準**

運営事業者は、労働基準法、労働安全衛生法等を遵守した作業環境保全基準を定めるとともに、運転管理に当たり、作業環境保全基準を遵守する。

なお、作業環境保全基準を設定・変更する場合は、本組合と協議すること。

#### **4. 作業環境保全計画**

運営事業者は、事業期間中、作業環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目、方法、頻度、時期等を定めた作業環境保全計画を作成し、本組合の承諾を得る。

また、運営事業者は、作業環境保全計画に基づき、作業環境保全基準の遵守状況を確認するとともに、作業環境保全基準の遵守状況について本組合に報告する。

### **第4節 情報管理業務**

運営事業者は、本業務で得た情報を適切に管理し、実施計画書に従い本組合に報告しなければならない。

なお、日報類は当該日の翌営業日に、月報類は当該月の翌月5営業日以内に、年報類は当該事業年度終了後2ヶ月以内に、その他の書類は必要な時に適宜提出するものとして、具体的な提出時期及び頻度を情報管理業務実施計画書に明記するものとする。

また、データは法令等で定める年数又は本組合との協議による年数保存し、組合が必要と認めた時には速やかに提示すること。

なお、報告書の詳細な内容（写真撮影・掲載要領を含む。）については本組合と協議のうえ決定する。

#### **1. 受付・計量記録**

運営事業者は、計量機において記録された処理対象物搬入許可車両及び資源化物

(助燃剤)搬出車等の搬入・搬出量を確認し、記録の管理を行う。

なお、記録については日時、車番、処理物、搬入出量、搬入出者、地域等で整理・集計し、本組合に報告する。

## **2. 運転管理記録**

運営事業者は、処理対象物投入量、生成物搬出量、廃棄物排出量、薬剤等搬入量、運転データ、用役データ、分析データ、資源化に関するデータ等を記載した運転管理に関する報告書を作成し、本組合に提出する。

## **3. 点検・検査記録**

運営事業者は、点検・検査計画を記載した点検・検査計画書、点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書を作成し、本組合に提出する。

## **4. 補修記録**

運営事業者は、補修計画を記載した補修計画書及び補修結果を記載した補修結果報告書を作成し、本組合に提出する。

## **5. 機器管理台帳の整備**

運営事業者は、各設備・機器の点検・整備、故障及び補修に係る記録は、事業期間を通じて機器管理台帳により適切に管理し、電子データにより本組合に提出する。

## **6. 環境保全記録**

運営事業者は、環境保全計画に基づき計測した環境保全状況を記載した環境保全報告書を作成し、本組合に提出する。

## **7. 作業環境保全記録**

運営事業者は、作業環境保全計画に基づき計測した作業環境保全状況を記載した作業環境保全報告書を作成し、本組合に提出する。報告書の詳細な内容については本組合と協議のうえ、決定する。

作業環境管理に関するデータを法令等で定める年数又は本組合との協議による年数保管する。

## **8. マニュアル・図面等の管理**

運営事業者は、本件施設に関する各種マニュアル、図面等を事業期間にわたり適切に管理する。

また、運営事業者は、補修、改良保全等により、本事業の対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更し本組合へ報告する。

なお、本事業の対象施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法については本組合と協議のうえ、決定する。

## **9. その他管理記録**

運営事業者は、本件施設の設備により管理記録可能な項目、又は運営事業者が自主的に管理記録する項目で、本組合が要望するその他の管理記録について、管理記録報

告を作成する。報告書の詳細な内容については本組合と協議のうえ、決定する。

なお、本組合が要望する管理記録の保管は、本組合との協議にて合意した期間とする。

## **第5節 その他管理業務**

### **1. 清掃**

運営事業者は、本件施設の清掃計画を作成し、本件施設内を常に清掃し、清潔に保つ。特に、見学者等第三者の立ち入る場所について、常に清潔な環境を維持する。

本業務には降雪時の除雪（除雪範囲：本件施設の運営に支障を来さない範囲。除雪に係る資機材：除雪機及び雪移動車両等の機材は必要に応じて運営事業者が手配すること。雪異動先：組合敷地内の組合指定箇所。）等を含むものとする。

### **2. 防火管理**

運営事業者は消防法等関係法令に基づき、対象施設の防火上必要な管理者、組織等の防火管理体制を整備するとともに、整備した防火管理体制について本組合に報告する。

なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告する。

また、運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理上、問題がある場合は、本組合と協議のうえ、本件施設の改善を行う。

### **3. 施設警備・防犯**

運営事業者は、本件施設内の施設警備・防犯システムを自ら構築し、24時間監視体制を整備するとともに、整備した施設警備・防犯システム及び監視体制について本組合に報告する。

なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告する。

また、運営事業者は、本業務履行期間を通して施設内監視を実施し、本件施設の安全を確保する。

### **4. 見学者対応**

運営事業者は、本組合の協力要請に対し、本件施設の稼動状況及び環境保全状況の説明等を行い、見学者が本件施設についての理解を得るように努める。なお、見学者の受付は本組合にて行うこととする。

また、見学者が利用する箇所及び設備等は常に清潔かつ適切に機能するよう管理する。

なお、本組合の許可を得ない見学者からの問い合わせ等があった場合には、見学の受付方法について指示する。

### **5. 議会・住民対応**

運営事業者は、常に適切な管理運営を行うことにより、組合議会や周辺の住民の信

頼と理解・協力を得るよう努めるものとする。

なお、本件施設の運営に関して、住民等から意見等があった場合、早急に本組合が対応できるよう速やかに報告する。

また、議会及び住民への説明に必要な資料の作成等の支援を行う。

## 6. ホームページの開設・管理

運営事業者自身のホームページを開設し、運転管理期間中これを管理し、運転管理期間を通じて当該ホームページにより、本件施設に関する運転データ等を公開する。

## 7. 災害時の対応

運営事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な防災管理業務を行うものとする。

### 1) 二次災害の防止

運営事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努める。

### 2) 緊急対応マニュアルの作成

運営事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、本組合の承認を得るものとする。また、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行う。なお、運営事業者は作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時改善していかなければならない。

また、運営事業者は、BCP（Business Continuity Planning：事業継続計画）を策定し、迅速かつ的確な応急対策を講じつつ、災害発生時に施設機能を確保し、短時間で平常業務へ復帰する体制を構築すること。

### 3) 自主防災組織の整備

運営事業者は、台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、自主防災組織及び警察、消防、本組合等への連絡体制を整備する。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告する。

なお、緊急時に配置予定職員の人数を考慮した上で職員が3日間施設内で待機可能な防災用品を準備すること。

### 4) 防災訓練の実施

緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行う。また、防災訓練等の開催に当たっては、事前に自主防災組織の構成団体に連絡し、当該団体の参加について協議するものとする。

### 5) 事故報告書の作成

運営事業者は、事故が発生した場合は、緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故

の発生状況、事故時の運転記録等を本組合に報告する。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、本組合に提出する。

#### **8. 設置・運営に関する許認可の申請支援**

本組合が本件施設を所有し、運営を行うに当たって必要な許認可等の申請に際して運営事業者は図書類の作成、協議等の支援を行う。

#### **9. 循環型社会形成推進交付金申請・実績報告等支援**

本組合が行う循環型社会形成推進交付金の申請、実績報告等に際して、運営事業者は図書類の作成、協議等の支援を行う。また、本組合が行う事業の事後評価等に協力するものとする。

#### **10. その他施設管理**

業務範囲図で示す管理範囲の清掃及び構造物の保全等の管理を定期的に行う。

添付資料1 業務及び経費分担表

			組合	事業者
運転管理業務	運転管理	受付計量	—	○
		施設運転	—	○
		日常点検	—	○
		性状分析	—	○
		沈砂の積込・運搬・処分	—	○
		し渣の積込・運搬・処分	—	○
		助燃剤の積込・運搬・処分	—	○
		水槽清掃 (清掃汚泥の積込・運搬・処分含む)	—	○
	維持管理	調達・管理	—	○
		長寿命化総合計画(施設保全計画)見直し	—	○
		点検・整備	—	○
		補修・更新	—	○
		機器管理台帳整備	—	○
		建屋の保全	—	○
		改良保全	—	○
	環境管理	環境保全計画作成	—	○
		環境保全	—	○
		作業環境保全計画 作成	—	○
		作業環境保全	—	○
	情報管理	各種報告書作成及び管理	—	○
		施設情報等データ管理	—	○
		設計図書等の管理	—	○
	その他管理	清掃	—	○
		防火管理	—	○
		警備・防犯	—	○
		見学者対応	○	○※1
		議会・住民対応	○	○※2
		災害時の対応	—	○
その他施設管理		—	○	

※1：本組合をサポート

※2：資料の作成支援等

添付資料 2 リスク分担表

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			組合	事業者
共通	入札説明書等書類リスク	入札説明書、要求水準書等の誤記及び提示漏れにより、組合の要望事項が達成されない等	○	
	契約締結リスク	議会を含む組合の事由により契約が結べない等	○	
		事業者の事由により契約が結べない等		○
	計画変更リスク	組合の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	本件施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
		上記以外のもの		○
	第三者賠償リスク	調査、設計、建設及び運転管理において第三者に及ぼす損害	△※1	○
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
		上記以外の法令の変更		○
	税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更		○
		上記以外の税制度の変更	○	
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	応募リスク	応募費用に関するもの		○
物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ又はデフレ	○	△	
	施設の供用開始後のインフレ又はデフレ	○	△	
事故の発生リスク	調査、設計、建設及び運転管理において発生する事故		○	
事業の中止・遅延に関するリスク(債務不履行リスク)	組合の指示及び組合の債務不履行によるもの	○		
	事業者の債務不履行、事業放棄及び破綻によるもの		○	
不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等	○	△	
設計段階	設計変更リスク	組合の指示、提示条件の不備及び設計変更による費用の増大及び計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の不備及び設計変更による費用の増大及び計画遅延に関するもの		○
	測量・地質調査リスク	組合が実施した測量及び地質調査部分に関するもの	○	
		事業者が実施した測量及び地質調査部分に関するもの		○
建設着工遅延リスク	組合の指示並びに提示条件の不備及び変更によるもの	○		
	上記以外の要因によるもの		○	
建設段階	工事費増大リスク	組合の指示並びに提示条件の不備及び変更による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	組合の指示並びに提示条件の不備及び変更による工事遅延及び未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延及び未完工による施設の供用開始の遅延		○
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○
性能リスク	要求水準との不適合(施工不良を含む。)		○	
運転管理段階	処理対象物の質の変動リスク	処理対象物の質の変動に起因する費用上昇、事故等	○	△
	処理対象物の量の変動リスク	処理対象物の量の変動に起因する費用上昇、事故等	○	△
	性能リスク	要求水準との不適合		○
	施設瑕疵リスク	事業期間中における施設瑕疵に関するもの		○
	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○

○:主分担、△:従分担

※1:第三者との窓口を担当